

# 福岡県公報

平成23年12月19日  
第3342号

## 目次

### 告示(第2035号-第2049号)

|  |   |
|--|---|
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等<br>(中小企業振興課) …………… | 1 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等<br>(中小企業振興課) …………… | 1 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等<br>(中小企業振興課) …………… | 2 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等<br>(中小企業振興課) …………… | 2 |
| ○土地区画整理事業の施行の認可<br>(都市計画課) ……………               | 2 |
| ○道路の区域の変更<br>(道路維持課) ……………                     | 3 |
| ○道路の供用の開始<br>(道路維持課) ……………                     | 3 |
| ○道路の区域の変更<br>(道路維持課) ……………                     | 3 |
| ○道路の供用の開始<br>(道路維持課) ……………                     | 3 |
| ○特定非営利法人設立の認証申請<br>(社会活動推進課) ……………             | 4 |
| ○特定非営利法人設立の認証申請<br>(社会活動推進課) ……………             | 4 |
| ○開発行為に関する工事の完了<br>(都市計画課) ……………                | 4 |
| ○開発行為に関する工事の完了<br>(都市計画課) ……………                | 5 |
| ○公有水面埋立ての免許の出願<br>(水産振興課) ……………                | 5 |
| ○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知<br>(森林保全課) ……………       | 6 |
| <b>公 告</b>                                     |   |
| ○平成24年福岡県歯科技工士国家試験の実施<br>(医療指導課) ……………         | 6 |

○建設業の許可の取消し (建築指導課) …………… 7

### 公安委員会

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部生活環境課) …………… 7

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示  
(警察本部生活安全総務課) …………… 8

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示  
(警察本部生活安全総務課) …………… 8

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部生活経済課) …………… 9

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (警察本部組織犯罪対策課) …………… 9

## 告 示

### 福岡県告示第2035号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年12月19日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 (仮称)新宮中央駅前プロジェクトE12街区
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町沖田地区区画整理事業内E12街区

#### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

### 福岡県告示第2036号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年12月19日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー須恵店
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵字赤坂488番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

福岡県告示第2037号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年12月19日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 加布里ショッピングセンター
- (2) 所在地 福岡県糸島市神在1389番1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

福岡県告示第2038号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡

中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年12月19日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー前原店
- (2) 所在地 福岡県糸島市浦志一丁目7番7号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

福岡県告示第2039号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定に基づき、粕屋町花ヶ浦一丁目土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第9条第3項の規定により次のように公告する。

平成23年12月19日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称及び所在地

| 名称           | 所在地           |
|--------------|---------------|
| 九州セキスイハイム不動産 | 久留米市城南町13番地21 |

2 事業施行期間

この告示の日から平成25年3月31日まで

3 施行地区

花ヶ浦一丁目の一部

4 事業の名称

粕屋町花ヶ浦一丁目土地区画整理事業

5 事務所の所在地

福岡市中央区高砂2丁目8番1号

6 施行認可の年月日

平成23年12月8日

## 7 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

## 8 土地区画整理事業の施行に関する公告の方法

施行地区内の掲示板に掲示する

## 福岡県告示第2040号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年12月19日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類    | 路線名  | 変更前後別 | 区 間                                 | 幅員<br>(メートル)      | 延長<br>(メートル) |
|----------|----------|------|-------|-------------------------------------|-------------------|--------------|
| 朝倉       | 一般<br>国道 | 386号 | 前     | 朝倉市杷木池田541番1先から<br>朝倉市杷木池田536番12先まで | 8.7<br>～<br>22.0  | 180.0        |
|          |          |      | 後     | 朝倉市杷木池田541番1先から<br>朝倉市杷木池田536番12先まで | 13.0<br>～<br>35.0 | 180.0        |

## 福岡県告示第2041号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年12月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年12月19日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名  | 供用開始の区間                             |
|----------|------|-------------------------------------|
| 朝倉       | 386号 | 朝倉市杷木池田541番1先から<br>朝倉市杷木池田536番12先まで |

## 福岡県告示第2042号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年12月19日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名           | 変更前後別 | 区 間  | 幅員<br>(メートル)      | 延長<br>(メートル) |
|----------|-------|---------------|-------|--|-------------------|--------------|
| 福岡       | 県道    | 福岡<br>直方<br>線 | 前     | 糟屋郡久山町大字久原952番<br>1先から<br>糟屋郡久山町大字久原242番<br>1先まで | 13.0<br>～<br>21.8 | 640.0        |
|          |       |               | 後     | 糟屋郡久山町大字久原952番<br>1先から<br>糟屋郡久山町大字久原242番<br>1先まで | 16.0<br>～<br>19.8 | 640.0        |

## 福岡県告示第2043号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年12月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年12月19日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備<br>事務所名 | 路線名   | 供用開始の区間                                  |
|--------------|-------|--|
| 福岡           | 福岡直方線 | 糟屋郡久山町大字久原952番1先から<br>糟屋郡久山町大字久原242番1先まで |

**福岡県告示第2044号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年12月19日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成23年11月22日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人コミュニケーションセンター桜

## (2) 代表者の氏名

森 靖子

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区飯倉7丁目1番5号

## (4) 定款に記載された目的

当法人は、地域の住民に対し、以下の事業を行うことにより、社会教育の推進、文化の振興及び子どもの健全育成に貢献することを目的とする。

(ア) 囲碁教室の運営

(イ) 数学教室の運営

(ウ) 書道教室の運営

**福岡県告示第2045号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年12月19日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成23年11月29日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人ひまわり会

## (2) 代表者の氏名

牛島 公子

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区貝塚団地8番102号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域において、子育てを支援し、子どもたちがのびのびと成長できる場を提供するため保育園の運営を行い、保健福祉の増進と子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第2046号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年12月19日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市東大橋二丁目1674番2、1674番5、1677番2、1677番5、1756番4、1759番1、1760番1、1762番2及び1762番4並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の全部

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

行橋市行事二丁目21番10号

社団法人 京都医師会  
会長 尾形 知文

### 福岡県告示第2047号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年12月19日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字上大隈字北隈436番1

#### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡篠栗町大字尾仲1260番地6

清原 真也

### 福岡県告示第2048号

公有水面埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、その事件の要領を次のように告示し、出願の内容を記載した書面及び関係図書を、平成23年12月19日から24年1月10日までの間、福岡県農林水産部水産局水産振興課、福岡県北九州県土整備事務所及び岡垣町役場において公衆の縦覧に供する。

平成23年12月19日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

##### (1) 出願人

福岡県

福岡市博多区東公園7番7号

##### (2) 代表者

福岡県知事 小川 洋

福岡市中央区白金2丁目14番6号

## 2 埋立区域

### (1) 位置

福岡県遠賀郡岡垣町大字波津1752番2の地先公有水面

### (2) 区域

次の①の地点から④の地点までを順次に結ぶ平成8年12月福岡県告示第2078号で竣功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線（T.P.+0.648mにより決定）、④の地点と⑤の地点を結ぶ平成22年の秋分の満潮位（T.P.+0.87m）における公有水面と陸地との境界線、⑤の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 波津基準点（北緯33度53分22秒9129、東経130度33分49秒9335）から122度19分01秒、152.34mの地点

②の地点 ①の地点から169度53分50秒、1.19mの地点

③の地点 ②の地点から173度08分28秒、20.27mの地点

④の地点 ③の地点から173度26分52秒、2.32mの地点

⑤の地点 ④の地点から149度16分03秒、7.96mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から350度18分38秒、21.79mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から349度05分03秒、8.22mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から348度17分04秒、4.93mの地点

### (3) 埋立面積

66.17㎡

## 3 埋立てに関する工事の施行区域

### (1) 位置

福岡県遠賀郡岡垣町大字波津1752番2の地先公有水面

### (2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と③の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 波津基準点（北緯33度53分22秒9129、東経130度33分49秒9335）から120度29分36秒、131.49mの地点

③の地点 ①の地点から171度47分17秒、107.32mの地点

㊦の地点 ㊧の地点から94度35分18秒、29.82mの地点  
㊨の地点 ㊩の地点から350度16分30秒、115.71mの地点

## (3) 面積

3,246.45㎡

## 4 埋立地の用途

| 用途   | 面積     |
|------|--------|
| 道路用地 | 66.17㎡ |

## 5 出願年月日

平成23年8月26日

## 福岡県告示第2049号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年12月19日

福岡県知事 小川 洋

## 1 解除予定保安林の所在場所

八女市黒木町大淵字汐波8844の40から8844の42まで

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 解除の理由

道路用地とするため

## 公 告

## 公告

平成24年福岡県歯科技工士国家試験を次のように実施する。

平成23年12月19日

福岡県知事 小川 洋

## 1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者又は平成24年3月に卒業見込みの者
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者又は平成24年3月に卒業見込みの者
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

## 2 試験

## (1) 方法

試験は、学説試験及び実地試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

## ア 学説試験

歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規

## イ 実地試験

歯科技工実技

## (2) 日時及び場所

| 日 時                     |                         | 種 目  | 場 所                             |
|-------------------------|-------------------------|------|---------------------------------|
| 平成24年<br>2月22日<br>(水曜日) | 午前10時<br>～<br>午後4時20分   | 学説試験 | 福岡市博多区吉塚本町13番50号<br>福岡県吉塚合同庁舎   |
| 平成24年<br>2月23日<br>(木曜日) | 午前9時30分<br>～<br>午後4時20分 | 実地試験 | 飯塚市横田770番地の1<br>九州歯科技工専門学校      |
| 平成24年<br>2月24日<br>(金曜日) |                         |      | 福岡市博多区千代4丁目32番1号<br>博多メディカル専門学校 |

実地試験は、いずれか一方の場所で受験すること。

## 3 受験手続及び受付期間

## (1) 受験の申込方法

ア 受験願書に次に掲げる書類及び写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横4センチメートルのものを願書の所定位置に貼ること。）並びに受験申込手数料3万6千円を添えて、福岡県保健医療介護部医療指導課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「医療指導課」という。）へ提出すること。

(ア) 1の(1)又は(2)に該当する者であるときは、卒業証明書又は卒業見込証明書

(イ) 1の(3)に該当する者であるときは、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証明する書類

(ウ) 1の(4)に該当する者であるときは、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類並びに1の(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると厚生労働大臣が認めたことを証する書類

イ 受験願書の用紙は、医療指導課で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒（B5判が入るもの）を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料3万6千円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便にすること。

#### (2) 受付期間

ア 受験申込の受付期間は、平成24年1月25日（水曜日）から2月8日（水曜日）までとする。

イ 郵便によって受験を申し込む場合は、平成24年2月8日までの消印のあるものに限り受け付ける。

#### 4 合格者の発表及び合格証書の交付等

(1) 合格者の発表は、平成24年3月16日（金曜日）午前10時に医療指導課前の廊下に受験番号を掲示して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

(3) 1の(1)又は(2)に該当する者で、卒業見込証明書を提出して受験した者が、平成24

年3月9日（金曜日）までに卒業証明書を提出しないときは、合格させない。

#### 5 その他

受験手続その他の問合せは、医療指導課（電話092-643-3274）に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

#### 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成23年12月19日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 処分をした年月日

平成23年12月8日

#### 2 処分を受けた者の商号等

| 商号           | 主たる営業所の所在地               | 代表者の氏名 | 許可番号                                  |
|--------------|--------------------------|--------|---------------------------------------|
| 有限会社<br>光和建设 | 築上郡築上町<br>大字安武<br>1015-8 | 元島 義和  | 平成23年4月2日<br>福岡県知事許可（般-23）<br>第63981号 |

#### 3 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

#### 4 処分の原因となった事実

有限会社光和建设及び同社の取締役は、建設業法違反で平成23年11月2日小倉簡易裁判所から、同社が罰金50万円、同社の取締役が罰金30万円の略式命令を受け、その刑が確定した。

このことは建設業法第29条第1項第2号に該当する。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第329号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等に係る処分基準の一部改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

平成23年12月19日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第211号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行ったものであるが、その内容は、条項移動であり、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として行手条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 処分基準の改正の日

平成23年12月5日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全全部生活環境課に備え置く。

---

**福岡県公安委員会告示第330号**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示処分及び営業停止命令に係る処分基準の一部改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

平成23年12月19日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）の施行等に伴い、所要の規定の整理を行ったものであるが、そ

の内容は、条項移動及び用語の整理であり、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として行手条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 処分基準の改正の日

平成23年12月5日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全全部生活安全総務課に備え置く。

---

**福岡県公安委員会告示第331号**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、警備業法に基づく指示処分及び営業停止命令に係る処分基準の一部改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

平成23年12月19日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）の施行等に伴い、所要の規定の整理を行ったものであるが、その内容は、条項移動及び用語の整理であり、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として行手条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 処分基準の改正の日

平成23年12月5日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全全部生活安全総務課に備え置く。

---

**福岡県公安委員会告示第332号**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示処分及び事業の停止命令処分に係る処分基準の一部改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

平成23年12月19日

福岡県公安委員会

**1 意見公募手続を実施しなかった理由**

当該改正は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第211号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行ったものであるが、その内容は、条項移動及び用語の整理であり、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として行手条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

**2 処分基準の改正の日**

平成23年12月5日

**3 概要等**

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活経済課に備え置く。

---

**福岡県公安委員会告示第342号**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則（案）、福岡県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則（案）及び福岡県公安委員会積明の機会の付与に関する規則（案）について、次のとおり意見を募集する。

平成23年12月19日

福岡県公安委員会

**1 意見募集期間**

平成23年12月9日から平成24年1月7日まで

**2 概要、受付方法等**

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課に備え置く。